

令和2年5月8日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

今後の分野別実務修習の取扱いについて（事務連絡）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月4日に延長され、政府の基本的対処方針が変更されたことを受けて、今後の分野別実務修習については、下記のとおり取り扱っていただくのが相当と考えられます。各実務修習地の3庁会で協議の上、対応を検討してください。

なお、本事務連絡の内容については、各庁会の司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。

記

1 特定警戒都道府県とされた地域

特定警戒都道府県とされた地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、石川県、福岡県及び北海道の13都道府県）では、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指す外出の自粛が要請されることから、これらの地域にある実務修習庁会では自宅学修を継続することが相当であると考えられます。また、特定警戒都道府県以外の地域にある実務修習庁会においても、特定警戒都道府県に居住している司法修習生がいる場合には、当該司法修習生について自宅学修を継続するのが相当と考えられます。

司法修習生に与える課題については、4月3日付け当職事務連絡で提供した課

題案のほか、各教官室が提供した追加的な課題案も参考に、各庁会において定めてください。

なお、司法修習生に対しては、自宅学修中も実務修習庁会との間で資料等の受渡しが想定されることなどから、自宅学修の日は原則として実務修習地にとどまり、やむを得ない理由により実務修習地を離れる場合は実務修習庁会に連絡するよう改めて周知してください。また、引き続き、不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたいだ人の移動を極力避けることが求められることから、休日等においても、このような要請を踏まえた行動をとるよう注意喚起をしてください。

2 特定警戒都道府県以外の地域

特定警戒都道府県以外の地域では、前記のような外出自粛要請は行われず、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行するとされており、これらの地域にある実務修習庁会では、修習の対象となる裁判事務や検察事務、弁護士業務が一定程度行われ、これに必要な人的態勢がとられることを前提として、十分な感染防止策を講じた上で分野別実務修習を部分的に再開することを検討するのが相当と考えられます。

各庁会において、裁判事務等の実施状況や人的態勢の状況、外出自粛に関する促しの有無・内容のほか、自治体・企業・学校等の当該地域における社会・経済活動の状況等を考慮して、分野別実務修習の再開の可否や、具体的な再開内容を検討してください。

再開に当たっては、当初は、司法修習生を登庁等させる日を限定したり、半数ずつ登庁等させるなどの部分的な再開とし、その後の状況を見ながらこれを順次拡大することが相当と考えられます。また、第3クールの開始式の取り止めやガイダンス等の簡素化・実施方法の見直しのほか、講義等は資料配布で代替するなどして必要最小限に絞ることも検討してください。

なお、司法修習生に対しては、引き続き、都道府県をまたぐ移動の自粛が要請されていることを踏まえた行動をとるよう注意喚起をしてください。

3 感染防止策

分野別実務修習を再開するに当たっては、十分な感染防止策を講じることが必要であり、地域における感染状況に加え、各庁会の庁舎や執務室等の実情を踏まえて、例えば、次のような感染防止策をとることが考えられます。

- ・ 司法修習生の間隔を空けて着席させる（間隔の確保が困難な場合は、一部を交替で登庁等させたり、別室で修習させることなどが考えられる。）。
- ・ 司法修習生に同一方向を向いて着席させる。
- ・ 指導担当者が司法修習生に説明等を行う際に間隔を空ける。
- ・ 定期的な換気を励行する。
- ・ 手続等の傍聴時や発話時にはマスクの着用を励行する。

また、司法修習生に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止策を引き続き励行させるとともに、日々の健康状態に留意し、発熱等の風邪の症状が見られるなどの場合は登庁等を控えるよう、改めて指導してください。